

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和5年12月13日(2023.12.13)

【公開番号】特開2023-159463(P2023-159463A)

【公開日】令和5年10月31日(2023.10.31)

【年通号数】公開公報(特許)2023-205

【出願番号】特願2023-142982(P2023-142982)

【国際特許分類】

H01H50/02(2006.01)

10

H01H50/14(2006.01)

【F I】

H01H50/02 Y

H01H50/14 P

【手続補正書】

【提出日】令和5年12月1日(2023.12.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1接点と、

前記第1接点に接離可能な第2接点と、

前記第1接点と前記第2接点とを内部空間に収容し、挿入孔が設けられたケースと、

前記第1接点と前記第2接点とが接触している状態で前記第1接点および前記第2接点に電気的に接続され、前記ケースの前記挿入孔に挿入された端子部と、

前記ケースの外面に塗布されて硬化した接着剤よりなる、前記端子部を前記ケースに固定する接着固定部と、

を備え、

前記端子部は、

第1の方向に延在する根元部と、

前記挿入孔に挿入され、前記第1の方向に延在する先端部と、

前記根元部の一端から屈曲し、前記根元部と前記先端部とを繋ぐ交差壁部と、

を有し、

前記交差壁部は、前記挿入孔と対向し、前記挿入孔の内側面に連続される前記ケースの内面と対向している、

電磁継電器。

40

【請求項2】

前記交差壁部は、前記接着固定部と対向している、

請求項1に記載の電磁継電器。

【請求項3】

前記第1の方向と交差する第2の方向に面する前記先端部の外面は、前記挿入孔の前記内側面と離間している、

請求項1または請求項2に記載の電磁継電器。

【請求項4】

前記第1の方向と交差する第2の方向に面する前記先端部の外面の一部は、前記挿入孔の前記内側面と当接している、

50

請求項 1 または請求項 2 に記載の電磁継電器。

【請求項 5】

前記接着固定部は、

前記ケースの外面に位置し、接着剤が硬化することで形成された第1接着固定部と、前記端子部と前記插入孔の内側面の間に位置し、接着剤が硬化することで形成された第2接着固定部と、

を有する、

請求項 1 から 4 のうちいずれか 1 項に記載の電磁継電器。

【請求項 6】

前記交差壁部は、前記第2接着固定部と対向している、

10

請求項 5 に記載の電磁継電器。

【請求項 7】

前記插入孔に挿入された前記先端部は、前記第1の方向と交差する第2の方向において前記插入孔の中心に対して前記根元部から離間する方向へ偏って位置する、

請求項 1 から 6 のうちいずれか 1 項に記載の電磁継電器。

【請求項 8】

前記ケースは、前記端子部の位置ずれを抑制する位置決め部を有する、

請求項 1 から 7 のうちいずれか 1 項に記載の電磁継電器。

【請求項 9】

前記位置決め部は、前記端子部の前記第1の方向と交差する第2の方向における位置ずれを抑制する、

20

請求項 8 に記載の電磁継電器。

【請求項 10】

前記位置決め部は、突起、凹部、またはスリットである、

請求項 8 または請求項 9 に記載の電磁継電器。

【請求項 11】

前記ケースは、前記ケースから前記第1の方向に突出する第1壁部を有し、

前記根元部は、前記第1壁部と、前記第1の方向と交差する第2の方向において前記根元部と対向する前記ケースの内面の間に圧入される、

請求項 1 から 10 のうちいずれか 1 項に記載の電磁継電器。

30

【請求項 12】

前記根元部と、前記第2の方向において前記根元部と対向する前記ケースの内面との間に、第1の間隙が設けられている、

請求項 11 に記載の電磁継電器。

【請求項 13】

前記根元部の他端と前記ケースの間には、第2の間隙が設けられている、

請求項 11 または請求項 12 に記載の電磁継電器。

40

50